

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 七 年 一 月 九 日

目 次

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) ページ 一
- 岐阜県知事選挙において選挙運動に関し支出することがで
きる金額の制限額 (同) 二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和七年一月九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

- 令和7年1月8日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,615,047人
- 総数の50分の1の数 32,301人
- 総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

301,881人			4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数		
			選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
			岐阜市	332,384	110,795
			大垣市	144,013	48,005
			高山市	70,783	23,595
			多治見市	88,814	29,605
			関市・美濃市	85,977	28,659
			中津川市	61,265	20,422
			瑞浪市	29,479	9,827
			羽島市	55,289	18,430
			恵那市	38,984	12,995
			美濃加茂市	42,612	14,204
			土岐市	45,108	15,036
			各務原市	119,179	39,727
			可児市	92,250	30,750
			山県市	21,134	7,045
			瑞穂市	44,028	14,676
			飛騨市	18,825	6,275
			本巣市	42,311	14,104
			郡上市	32,127	10,709
			下呂市	24,640	8,214

海津市	26,897	8,966
羽島郡	39,309	13,103
養老郡	22,304	7,435
不破郡	26,636	8,879
安八郡	19,180	6,394
揖斐郡	52,966	17,656
加茂郡	38,553	12,851

岐阜県選挙管理委員会告示第七号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による令和七年一月二十六日執行の岐阜県知事選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は候補者一人につき次のとおりである。

令和七年一月九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹内 治彦
三三 五〇五 四〇〇 五